

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究
第一號拔刷
二〇一三年三月發行

史密簋

村
上
幸
造

金文通解

史密簋

村上幸造

器名 史密簋

時代 西周中期

出土

陝西省安康で出土。一九八六年安康縣（現安康市漢濱區關廟鎮金星村）の村民が王家壩遺址から掘り出したものである。それを安康地區公安處の輯私隊が一九八八年一月に入手した。遺跡は縣城の東、王井溝と老君觀の間、漢江の流れから三〇〇㉟離れた斷崖にある。周代はかなり大きな規模の集落遺跡であり、一九八三年の洪水で一部がえぐられ、露わになっていた。

收藏

陝西安康地區博物館

著録

器影および銘文の拓本は、①張懋鎔・趙榮・鄒東濤、③李啓良、お

よび⑩周寶宏に載る。また『近出殷周金文集録』四八九に、器影と銘文模本が載る。以下各「考釋」参照。

考釋

- ① 張懋鎔・趙榮・鄒東濤「安康出土的史密簋及其意義」〔『文物』一九八九年第七期〕
- ② 吳鎮烽「史密簋銘文考釋」〔『考古與文物』一九八九年第三期〕
- ③ 李啓良「陝西安康市出土西周史密簋」〔『考古與文物』一九八九年第三期〕
- ④ 李仲操「史密簋銘文補釋」〔『西北大學學報』一九九〇年第一期〕
- ⑤ 李學勤「史密簋所記西周重要史實考」〔『中國社會科學院研究生院學報』一九九一年第二期〕
- ⑥ 張懋鎔「史密簋與西周鄉遂制度—附論“周禮在齊”」〔『文物』一九九一年第一期〕
- ⑦ 王輝「史密簋釋文考地」〔『人文雜誌』一九九二年第四期〕
- ⑧ 李仲操「再論史密簋所記作戰地點」〔『人文雜誌』一九九二年第二期〕
- ⑨ 陳全方・尙志儒「史密簋銘文的幾個問題」〔『考古與文物』

一九九三年第三期)

- ⑩ 沈長雲「由史密簋銘文論及西周的華夷之辨」(『河北師院學報』一九九四年第三期)
- ⑪ 劉 釗「讀史密簋銘文中“盾”字」(『考古』一九九五年第五期)
- ⑫ 張懋鎔「盧方・虎方考」(『文博』一九九二年第四期)
- ⑬ 張世超「史密簋“盾”字說」(『考古與文物』一九九五年第四期)
- ⑭ 張永山「史密簋銘文與周史研究」(『盡心集—張政烺先生八十慶壽論文集』中國社會科學院出版社、一九九六年)
- ⑮ 王雷生「由史密簋銘看羌姓萊・異族的東遷」(『考古與文物』一九九七年第六期)
- ⑯ 方述鑫「史密簋」銘文中的齊師・族徒・遂人—兼論西周時代鄉遂制度與兵制的關係」(『四川大學學報』一九九八年第一期)
- ⑰ 劉 雨「近出殷周金文綜述」(『古文字研究』第二四輯、二〇〇二年)
- ⑱ 王 健「史密簋銘文與齊國的方伯地位」(『鄭州大學學報』二〇〇二年第二期)
- ⑲ 周寶宏「史密簋銘文集釋」(『近出西周金文集釋』二〇〇五年)
- ⑳ 王 輝「史密簋」(『商周金文』文物出版社二〇〇六年)
- ㉑ 陳 劍「釋慎」(『甲骨金文考釋論集』綏裝書局、二〇〇七年。原載『簡帛研究二〇〇一』を修改)
- ㉒ 寇占民「金文釋詞二則」(『中原文物』二〇〇八年第六期)
- ㉓ 林楠春「史密簋銘文集釋」(『青年文學家』二〇一一年第一期)

器制

全高(殘) 11.65 cm (張懋鎔・趙榮・鄒東濤^①)、また 13 cm (『近出殷周金文集錄』)、口沿部外徑 20.5 cm、内徑 20 cm、深 11.4 cm、腹部の最大外徑は 25.3 cm、圈足の殘高 0.6 cm。

口がすぼみ、胴體部の下部が膨らんでおり、圈足(圓形の高臺)である。底に三箇所、等間隔で長方形のへこみがあり、もともと四足であったと推測される。發見時、蓋はなく、口の周りに擦れた痕もないことなどから、もともと蓋はなかったと考えられる。

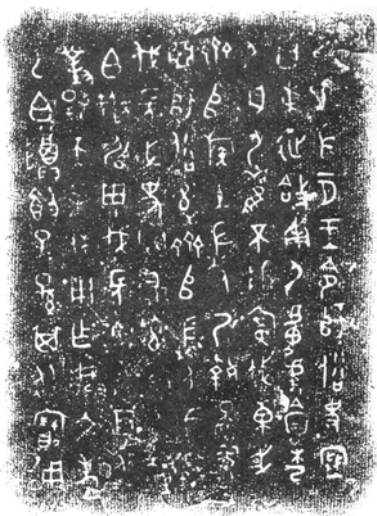


一. 史密簋 器影

銘文

内部の底に銘文があり、九行、毎行一〇字、その内、合文が一字、重文二字、合計九三字である。

□(惟) 十又一月、王令(命) 師俗史密、
曰、東征、故南尸(夷)、盧虎、會杞
尸(夷) 舟尸(夷)、菴(謹) 不所(質)、廣伐東或(國)、
齊自(師)、族土(徒)、述(遂) 人、乃執鬲寬
亞、師俗遂(率) 齊自(師) 述(遂) 人左□(周)
伐長必、史密右、遂(率) 族人釐(萊)
白(伯) 燹眉、周伐長必、隻(獲) 百人、
對揚天子休、用乍(作) 朕文考
乙白(伯) 鬲設(簋)、子孫其永寶用、



一、史密簋 拓本

□(惟) 十又一月

冒頭の不鮮明な字は「佳」(惟)と釋することに異論はない。合文の「一月」に問題がある。①吳鎮烽は、「月」の上部の横畫が直線であると
して「二月」の合文と解釋する。②周寶宏もそれ従う。しかし、拓本
を見た限り、灣曲しており直線には見えない。「一月」と釋する方が
妥當であろう。

周曆の十一月は夏曆(つまり今の陰曆) 九月にあたる。農事が終わ
り、軍事行動を起こす季節である。

王令(命) 師俗史密、曰、東征、

王が師俗と史密に遠征を命じたことをいう。

師俗の名は、懿王期に屬する師農鼎(集成二八一七)・師酉鼎(新
收一六〇〇)にも見え、また共王期に屬する師永孟(永孟)(集成
一〇三二二)には「師俗父」とあり、南季鼎には、「伯俗父」とある。
史密の名はこの器が初出であり、この器の作者である。

故南尸(夷)、盧虎、會杞尸(夷) 舟尸(夷)、菴(謹) 不所(質)、
廣伐東或(國)、

南夷の叛亂の狀況を述べる。

「故」は金文ではこの用例のみである。「故」字について、『爾雅』釋詁に、「故、猶合也」とあり、また『說文』支部に、「故、合會也、從支合、合亦聲」とある。しかし「會合」の意にとると、下文にも「會」があり、意味が重複することになる。この「會」を國族の「鄙」とすると、周に敵對する「廣伐東或(國)」の主語が見当たらなくなる。南夷の盧虎その他が叛亂の主體のはずである。

第二に、副詞として「ちようど行きあたる」の意にとる解釋がある。

④李仲操は、『說文』の「故」にいう「合會也」を、「機會」「時機」の意とし、後の「會」を國族の「鄙」とする。また「盧」字を「膚」と釋して「簋」「鄙」に作る國名とし、徐中舒說(出典を明記せず)に従い今の山東の「莒」であるという。そして更に後まで文を續けて、以下のように現代語譯する。「正當南夷中的莒虎會及杞夷舟夷不敬、廣伐東國的齊師族徒遂人、居然拘捕郊鄙寬邑武官之際、師俗率領……」【ちようど南夷の莒・虎・會および杞夷・舟夷が不敬で、廣く東國の齊師・族徒・遂人を伐ち、なんと郊鄙の寬邑の武官を捕えた際に、師俗は……を率いて……】。國族名をはじめ、語句の後半部分については後に論じる。

⑤李學勤の解釋もこれに近いが、「廣伐東國」で斷句する。「故」を、「値る」「逢う」と訓じ、「會」も動詞に讀む。つまり、「適逢南夷中的盧・虎與杞・舟勾結、作亂不敬、侵擾了周朝的東土」【ちようど南夷の盧・虎が杞夷・舟夷と結託し、亂を起こして不敬、周朝の東土を侵した時に當たる】という。

第三の解釋がある。

①張懋鎔・趙榮・鄒東濤は、「故南夷」が「東征」の目標であり、

『故』字爲會意字、即用手(或持物)敲擊、使器皿與蓋嚴合、這是它的本義、本銘『故』字正用其本義、即合而擊之、或曰圍而合之、『故』字は會意字であり、つまり手で(或いは物を持って)敲いて、器皿と蓋とをぴったりと合わせることが、その本義である。本銘の『故』字は正にその本義を用いており、つまり合せてそれを撃つ、或いは圍んでそれを合わせる」と主張する。つまり、對戰する、撃つて併合するという意に解する。ただしこの意味での用例が他に見出せない。

ここでは文意より、①張懋鎔・趙榮・鄒東濤に従い、「對戰する」と解して、「うつ」と訓じることとする。「伐」とほぼ同義である。従って命じられた内容は、「東征、故南夷」【東征し、南夷を故て】である。

「盧虎」に「夷」字が付かないのは、直前に「南夷」とあるから、繁を省いたのであろう。以下、「廣伐東國」までが叛亂の狀況説明であるとするれば文意が明瞭となる。

尸は夷、西周後期になると弓が加わった字形で表されるようになる。この字は金文に習見する。南夷は、一般に江漢流域に住した夷を指し、盧と虎はその有力な方國・部族の名であり、周と敵對した。銘文の「盧」字は下部が「皿」ではなく、「口」となっているが、同字である。

②張懋鎔はこの盧虎二者について以下のように考證している。

武王克殷時の盧方が、この器の銘文により西周晚期(ママ)にお存在していた。顧棟高『春秋大事表』に、南蠻の「盧戎」を載せ、湖北南漳の東北、中廬鎮に比定する。「南夷」は、當時の周人が江漢流域の夷を指す呼稱である。金文に「南夷」「東夷」の並稱

例があり、「南夷」が前に置かれる。厲王の鉄鐘(集成二六〇)に、「南夷東夷具見、廿又六邦」【南夷・東夷具に見ゆるもの、廿又六邦】とあり、この二つの集團の住地は近かったはずである。『路史』に見える夏代の盧氏が殷代の侯伯の盧國であり、河南西部にいたが、殷に追われて湖北西部に移動した。『左傳』桓公十三年に、楚の屈瑕が羅を伐つと、「羅與盧戎兩軍之、大敗之」【羅と盧戎と兩ところより之に軍し、大いに之を敗る】とある。春秋の羅國は湖北の宣城縣の西であり、盧國は必ずその近邊であるので、南漳に比定される。

虎方の名は、昭王期の中方鼎(集成二七五一・二七五二)に、「唯王命南宮伐反虎方之年」【唯れ王 南宮に命じて反きし虎方を伐たしめし年】と見える。李學勤『殷代地理簡論』の漢水流域説を引き、また郭沫若『兩周金文辭大系』中齋・其二(前掲中方鼎に同じ)に「當在江淮流域」とあるのを引き、盧方と虎方が並列されていることから、漢水流域である。

なお、この盧は後の春秋時代になって楚に滅ぼされ、盧邑となっており、『左傳』文公十六年に「自盧以往、振廩同食」【盧自り以て往き、廩を振きて共に食らふ】とあるのがそれである、と顧棟高『春秋大事表』はいう。

以上の他、多くの學者が江漢流域と比定するのに對し、⑭張永山は、下記の理由で淮水流域であると主張する。

金文中では「淮夷」と「南淮夷」という呼稱が多い。「南夷」の語は西周晩期の周鐘・競卣・無算簋等に見える。ここでは、南夷

と東夷が並稱されていることから、兩者は鄰り合っていたはずである。「東夷」は一般に淮泗以北の今の山東地區の夷人を指す。競卣(集成五四二五)は遠征の方向を、「以成師即東、命伐南夷」【成師を以て東に即き、命じて南夷を伐たしむ】と記しており、成周から南ではなく東に向かっている。

卜辭に見える盧方については、武丁期の遠征は多くが、晉南の多方と淮河流域の危方に關してのものである。當時の殷に川鄂や隴東地區などへ遠征する實力はなく、また危方と盧方の叛服がほぼ同時期である。

そして『漢書』地理志・廬江郡に、應劭は「廬州、古廬子國也」と注し、『水經注』淮水はその説に従っている。さらに『通典』は、「廬州、古廬子國也、春秋舒國之地」と付け加える。また『路史』國名記は、『九域志』の「廬州、古廬子國、有廬氏(按、廬與盧通)」を引く。漢や唐宋の人が廬州舒縣(今の安徽舒城、合肥の西南、六安の東南)と見なしたのは無視できない。

虎方についても、⑭張永山は江漢流域説を批判し、『左傳』哀公四年に、「楚人既克夷虎、乃謀北方」【楚人既に夷虎に克ち、乃ち北方を謀る】とあるのを取り上げ、この「夷虎」は淮河中流域であるという。

しかしいづれにせよ、盧と虎の地望は、淮水の南、漢水・長江の北であることに變わりはない。

なお、前掲④李仲操は、盧を「膚」と釋し、「簫」【籒】に作る國名とし「莒」であるとした。しかし「鄆」は當時、今の膠州西南の介根(前漢の計斤縣)にあり、春秋の初めに「莒」に移った國であり、東

夷に屬し、南夷ではない。

杞夷は杞國。『史記』陳杞世家に、「杞東樓公者、夏后禹之後苗裔也、殷時或封或絶、周武王克殷紂、求禹之後、得東樓公、封之於杞、以奉夏后氏祀」【杞の東樓公なる者、夏后禹の後苗裔也、殷の時或いは封ぜられ或いは絶ゆ、周の武王、殷紂に克ち、禹の後を求め、東樓公を得て、之を杞に封じ、以て夏后氏の祀を奉ぜしむ】とあり、「集解」は宋忠の「杞、今陳留雍丘縣也」を引く。そこは今の河南杞縣の地である。

ただしその後、春秋時代以前に今の山東に遷っているが、その時期と遷移の理由、またどこに都したのかは、史書に記載がなく不明である。『左傳』隱公四年の、「王二月、莒人伐杞、取牟婁」【王の二月、莒人、杞を伐ち、牟婁を取る】の注に、

桓六年、淳于公亡國、杞似并之、遷都淳于、僖十四年、又遷緣陵、襄二十九年、晉人城杞之淳于、杞又遷都淳于、牟婁杞邑」【桓六年、淳于公、國を亡ひ、杞、之を并せるに似たり、都を淳于に遷す。僖十四年、又た緣陵に遷る。襄二十九年、晉人、杞の淳于に城きつく。杞又た都を淳于に遷す。牟婁は杞の邑なり】

とある。牟婁は今の諸城の西である。當初は、淳于(山東安邱の東北)・緣陵(山東濰坊の南) 付近にあったことは間違いない。

淳于に移る以前の地について⑤李學勤は、一連の杞器、つまり杞伯每眺鼎(集成二四九四・二四九五)・杞伯每眺簋(集成三八九八・三九〇二)(白川氏は「眺」字を「勺」と釋す)を挙げ、これらの禮器が出土したのが山東新泰と推定されることから、當時の杞は新泰の付近にあったとする。新泰は曲阜の東北であり、淳于にも近い。

杞がなぜ夷と稱されているのか。⑤李學勤は、それは東夷の習俗を採っていたからであるという。『左傳』襄公二十九年に、「杞、夏餘也、而即東夷」【杞、夏の餘也、而して即ち東夷】とあり、杜預は、「行夷禮」と注する。また同年の經に杞文公を「杞子」としており、傳は、「書曰子、賤之也」【書して子と曰ふは、之を賤しめば也】といい、杜預は、「賤其用夷禮」【其の夷禮を用あるを賤しむ】と解している。

舟は州に通じる。『荀子』君道に「乃舉太公於州人而用之」【乃ち太公を州人より擧げて之を用う】とあり、『韓詩外傳』はそれを「乃舉太公於舟人而用之」に作る。古音は幽部照紐、全くの同音である。『春秋』の經文・桓公五年に、「冬、州公入曹」とあり、孔穎達の疏は「世本、州、國、姜姓」といい、『左傳』は、「冬、淳于公入曹」に作り、杜預は、「淳于、州國所都」【淳于、州國の都する所】と注する。淳于是今の山東安邱の東北であり、後に杞が都を置いた所であることから、兩者が近かったことが分かる。なぜ舟が夷であるのかについて李學勤は言及していない。⑦王輝は、周初の「井侯簋」に、「臣」を賞賜された「州人」がおり、州國はその後代であると述べ、後、常に周と敵対したのであろうとする。

「菴(謹)不阨(愆)」の三字は、それぞれ國族名とする説もあるが、直前の二者に「夷」が付くのに對して一字名であることは矛盾する。やはりここは、後文の「廣伐東或(國)」へと續く、周への敵對行動の描寫にとるべきであらう。しかしその解釋には諸説ある。

⑦王輝は、「菴」を「謹」と讀み、「諱也」とし、例として、『廣雅』

釋詁の「謹、鳴也」と、『説文』の「謹、謹也」を挙げ、その他、『荀子』

の「謹」字の用例二つを引き、『漢書』陳平傳の「諸將盡謹」【諸將盡く謹し】に、顔師古が「謹、囂而議也」と注するのを引く。騒がしい意であり、「かまびすし」と訓じる。「阡」は「折」と釋し、「愆」に通じ、『説文』に、「愆、敬也」とあるのに従い、「不阡」を「不敬」とする。

ただし「愆」字のこの訓釋は『説文』以外の典籍に實例が見えず、通例は「哲」字に通じるとして、「智」等と訓じる。

その他、②吳鎮烽は「折」字に釋することは同じであるが、「不屈、不服」の意とする。

さらに⑨陳全方は、摩損したこの字を上下の文意から、「陟」と釋す。

「班簋（集成四三四一）の「否界屯陟」を、洪家義『金文選注釋』（江蘇教育出版社、一九八九年）班簋が、「陟、借爲躡」とし、『廣雅』釋詁の「躡、躡也」を引くのに従い、「踏みこむ」と意とする。しかし「陟」の古音は職部、「躡」は質部に屬して全く異なり、また訓詁の例も見当たらないので、この假借は認めがたい。なお⑨陳全方・尙志儒は、直前の二字を、「藿（觀）」と「不（邳）」の國名としている。

⑭張永山は、「藿」を「觀（しめす）」、「不阡」を「邳阡」と釋し、「南夷たちが邳のそばの丘に兵を並べて蠢動した」と解釋する。


⑯劉雨も同様に、「藿」を「觀」と釋し、「觀兵」の義、つまり武威を輝かすこととする。そして、「阡」字を⑫陳劍に従い「質」と釋し、「樸實」「質樸」の意であり、「不本分」【分に本づかず】「おとなしくしていない」とする。なお「觀兵」の語は自軍に對して使う表現であり、叛亂軍の描寫としては相應しくないと考えるが、彼はこの句の主

語を、師俗・史密としている。

⑫陳劍は、他器に見える「愆」「質」等々の字を、簡牘に見える類似的字形とともに論じて、それが「質」字であり、陽入對轉の「愆」と同じ意味であるという。その考證の過程で「史密簋」に言及し、「阡」を「阡」と釋し、以下のように言う（四五頁の脚注②）。

疑當讀爲「質」。「質」在古書中常用爲質地本性一類意思、由此引申出樸質・樸素・純樸・質樸等意。這一類意義大致可以用「安於本性」和「安守本分」來概括。本銘說諸夷人「不質」、大概就是不安分的意思、猶今語所謂「不老實」。【おそらく質に讀むべきであろう。「質」は古書では常に質地〔性質〕や本性の類の意味で用い、そこから樸質・樸素・純樸・質樸等の意に引伸した。これらの意義はほぼ「本性に安んじる」とか「本分を安守する」と括ることができる。この銘に夷人たちが「不質」であると言うのは、ほぼつまり「分に安んぜず」という意味であり、ちょうど現代語の「不老實」【おとなしくない】である。】史密簋の他の箇所について⑫陳劍は、釋字を示すだけで考釋はしていない。これより先に、「阡」類の字と「德」が結びついている金文の例を以下のように引く。從來すべて「哲」と釋されている。なお原文は拓本のみであるが、それぞれ隸定した字を補った。

師望鼎（集成二八二・西周中期）

穆穆克盟（明） 𠄎（厥） 心、愆  𠄎（厥） 德、用辟于先王、得屯（純） 亡敗（愆）、穆穆として克く厥の心を明かし、厥の德を愆し、用て先王に辟へ、純ら愆ひ亡きを得たり】

大克鼎（集成二八三六・西周晚期）

恵(淑) 慤(淑) 畢(厥) 德、肆(肆) 克(恭) 保(保) 畢(厥) 辟(恭) 王、【淑く厥の徳を慤し、肆に克く恭しく厥の辟恭王を保つ】
梁其鐘(集成一八七・西周晚期)

不(丕) 顯(顯) 皇(祖) 考、穆(翼) 異(翼) 克(恐) 畢(厥) 德、
農(先) 王、得(屯) 純(純) 亡(敗) 愆(愆)、【不顯なる皇祖考、穆穆翼翼たり、
克く厥の徳を慤し、農めて先王に臣へ、純ら愆ひ亡きを待たり】

井人(鐘) 集成一〇九・西周晚期)

覲(景) 盥(淑) 文(且) 祖(祖) 皇(考) 克(質) 畢(厥) 德、得(屯) 純(純)
用(魯) 永(冬) 終(終) 于(吉)、【景淑なる文祖皇考、克く厥の徳を質し、純
ら用て魯たるを得、永く吉に終る】

番生(簋) 蓋(集成四三二六・西周晚期)

不(丕) 顯(顯) 皇(祖) 考、穆(穆) 克(誓) 畢(厥) 德、【不顯な
る皇祖考、穆穆として克く厥の徳を誓す】

叔家(父) 臣(集成四六一五・春秋早期)

用(斂) 祈(祈) 眉(考) 老(老) 無(疆) 疆(疆)、愆(愆) 德(不) 亡(亡)、【用て眉老
無疆を祈り、徳を愆して亡びず】

續いて、文献上の「徳」という似た表現として、「丕顯文武、克慎
明德」【不顯なる文武、克く明德を慎しむ】(『尚書』文侯之命) や「是故
君嗣先慎乎徳」【是の故に君嗣は先に徳を慎しむ】(『禮記』大學) など計
十二の「慎」徳」という例を挙げる。

先に⑦王輝等は、「不慤」と釋し、『說文』により、「不敬」とした。
これについて②陳劍は以下のことを指摘する。實は『說文』に「慤」
字は二字あり、一つは「口部」の「哲」字の重文の「慤」であり、「明」

あるいは「智」と訓じる。この意味での「哲」は先秦の古籍中では通
常形容詞か名詞に用い、動詞に用いることは稀である。もう一つ、『說
文』の「心部」に、「敬」と訓じる「慤」(音は陟列切)がある。「敬
徳」「敬厥徳」としても、通じるかのようである。しかし王引之(『經
義述聞』卷二二)が早くに、「心部」の「慤」は「愆」の誤字である、
と指摘しており、古書を見ても、「哲」およびその異體字「慤」には、
「敬」の意はまったくない。しかも「慤(哲) 徳」「慤(哲) 厥徳」「淑
慤(哲)」の類の表現は古書に見えない。したがって上記の銘文を「慤」
「哲」と釋することは成立しがたい。

②陳劍はこのように述べた後、續けて「折」字を取り上げ、「不其簋」
その他に見える「折首」という語の「折」(𠂔)の字形を示して、そ
の「𠂔」が、上記の「徳」の字と形が異なることを指摘している。
「𠂔」を並べたり連ねた形と、「十」を並べた形の違いが見て取れる。
續いて、新出の青銅器として前掲したように「史密簋」に言及し、さ
らに簡牘や璽印の例を挙げて、上記の結論、つまり後の「質」字であ
り、「慎しむ」の意であると導いている。

②寇占民は、劉雨と同じく「𠂔」を「觀兵」ととるが、「不阡」を「不
陟」とし、「班簋」(集成四三四一)の「否界屯陟」の省略表現であり、
堂々と行進することであるという。しかし「班簋」のこの四字句の訓
釋を彼は全く示していない。おそらく「不俾純陟」【丕(不)に純いに陟め
俾む】と釋し、「不陟」【丕(不)に陟む】としたのである。馬承源『商周
青銅器銘文選』班簋(二六八)は、「否(不) 界屯(純) 陟」【界せざ
ること純いに陟まる】と釋し、『尚書』多方の、「惟天不界純」【惟れ天の

「界せざること純なり」に、孔安國が、「惟天不與桀亦已大」【惟れ天の桀に與せざること亦た已に大なり】と注するのを引き、「天之不助將愈來愈甚」【天の助けざること將に愈いよ來りて愈いよ甚だし】と説く。

以上、諸説を紹介した。敵對行動の描寫として相應しいのはいづれか。「不阨」の解釋においては、②陳劍説に従い、「不質」と釋し、「騒ぎたて慎まない」「騒動を起こし本來の分を守らない」とするのがよいと考える。

「廣伐東國」の語は、周に敵對する軍事行動を指す語であり、金文に似た用例が多い。以下に列擧する。

禹鼎（集成二八三三、二八三四・西周晚期）

佳（唯）噩（鄂）侯駿（馭）方、率南淮戸（夷）東戸（夷）、廣

伐南或（國）東或（國）、至于歷内、王廼令（命）西六自（師）

殷八自（師）曰、【唯れ鄂侯・馭方、南淮夷・東夷を率ゐて、廣く南國・

東國を伐ち、歴内に至る、王廼ち西六師・殷八師に命じて曰く】

多友鼎（集成二八三五・西周晚期）

用嚴（嚴）餒（狃）放（方）頤（興）、廣伐京自（師）、告追于王、

命武功遣乃元士、羞追于京自（師）、【用て嚴狃方（なら）び興り、

廣く京師を伐つ、追ふを王に告ぐれば、武功に命じて乃が元士を遣はし、

京師に羞追せしむ】

不嬰簋蓋（集成四三二八、四三二九・西周晚期）

駿（馭）方厥（嚴）允（狃）、廣伐西兪、王令（命）我羞追于西、

【馭方・嚴狃、廣く西兪を伐つ、王 我に命じて西に羞追せしむ】

應侯見工鼎（新收一四五六・西周晚期）

南戸（夷）丰敢乍（作）非良、廣伐南或（國）、王令（命）雁（應）

侯見工曰、【南夷丰敢へて非良を作し、廣く南國を伐つ、王 應侯見工

に命じて曰く】

柞伯鼎（『文物』二〇〇六年第五期六八頁圖一・西周晚期）

號中（仲）令（命）柞白（伯）曰、才（在）乃聖且（祖）周公繇（舊）

又（有）共（功）于周邦、用昏無及、廣伐南或（國）、今女（汝）

嬰（其）率蔡侯左至于昏邑、【號仲 柞伯に命じて曰く、乃が聖祖周

公、舊より周邦に功有るに在り。昏 及ぶ無く、廣く南國を伐つを用て、

今汝其れ蔡侯を率ゐて左して昏邑に至れ】

最後の柞伯鼎では、周公が「廣伐南國」したという解釋があるが、それは誤りで、主語は昏國であることを、黃盛璋「關於柞伯鼎關鍵問題質疑解難」、『中原文物』二〇一一年第五期）が指摘している。また以上の用例では、まず叛亂の事情説明があり、その後遠征の命が下されているが、史密簋ではこの順序が逆となっている。なお「應侯見工鼎」の、「敢作非良、廣伐南國」は、史密簋と表現が似ている。

つまり、盧と虎を盟主とする南夷が、東夷の杞と舟（州）を引き入れて、東國すなわち周の東部の國々を侵したのである。

齊自（師）、族土（徒）、述（遂）人、乃執鬲寬亞、

齊師・族徒・遂人が、そこで鄙・寬・亞の三名を捕えた、ことをいう。

齊師を地名（②吳鎮燧）に、族徒・遂人を國族に徒と人を加えた名

稱(⑧李仲操その他)とする説もあるが、三者が並列されていることから、軍制と見るべきである。西周の軍制がどうなっていたのか、「師」については、⑩方述鑫が尤も詳しい。

春秋初年の管仲が齊を治めた時期の「齊師」について『國語』齊語を引いていう。

「制國以爲二十一郷、工商之郷六、士郷十五」【國を制するに以て二十一郷と爲し、工商の郷六、士の郷十五】とあり、韋昭は、「此士、軍士也。十五郷合三萬人、是爲三軍」【此の士、軍士也。十五郷合はせて三萬人、是れ三軍と爲す】と注する。

「公帥五郷焉、國子帥五郷焉、高子帥五郷焉」【公は五郷を帥ゐる焉、國子は五郷を帥ゐる焉、高子は五郷を帥ゐる焉】とあり、韋昭は「國子・高子、皆な齊の上卿、各おの五郷を帥ゐて、左右の軍と爲る也」と注する。

「五家爲軌、故五人爲伍、軌長帥之。十軌爲里、故五十人爲小戎(兵車)、里有司帥之。四里爲連、故二百人爲卒、連長帥之。十連爲郷、故二十人爲旅、郷良人帥之。五郷一帥、故萬人爲一軍、五郷之帥帥之」【五家を軌と爲す、故に五人を伍と爲し、軌長之を帥ゐる。十軌を里と爲す、故に五十人を小戎(兵車)と爲す、里の有司之を帥ゐる。四里を連と爲す、故に二百人を卒と爲し、連長之を帥ゐる。十連を郷と爲し、故に二十人を旅と爲し、郷の良人之を帥ゐる。五郷に一帥、故に萬人を二軍と爲し、五郷の帥之を帥ゐる】とあり、韋昭は、「五郷、每一軍爲五郷也。郷帥、卿也。萬人爲軍、齊制也、周則萬二千五百人爲軍」【五郷、一軍毎に五郷と爲す也。郷帥、卿也。萬人

を軍と爲すは、齊の制也、周は則ち萬二千五百人を軍と爲す】と注する。

「三軍、故有中軍之鼓、有國子之鼓、有高子之鼓……君有此士也三萬人、以方(横)行于天下、以誅無道、以屏周室」【三軍、故に中軍の鼓有り、國子の鼓有り、高子の鼓有り……君に此の士有る也三萬人、以て天下に方(横)行し、以て無道を誅し、以て周室に屏たり】とある。

ついで、『管子』小匡篇を引く。

「制國以爲二十一郷。商工之郷六、士農之郷十五。公帥十一郷、高子帥五郷、國子帥五郷、參國故爲三軍」【國を制しては以て二十一郷と爲す。商工の郷は六、士農の郷は十五。公は十一郷を帥ゐ、高子は五郷を帥ゐ、國子は五郷を帥ゐ、國を參とするが故に三軍と爲す】。

つまり「齊語」によれば、管子は「士郷十五」を五郷ずつ三つに分け、兵三萬人を出させて、三軍に編成し、齊君と國・高の二卿が各一軍を率いた。「小匡篇」によると、齊君はさらに六つの商工之郷を率いた。たぶん「土」が主力軍であり、「農」(庶人)が補助軍であり、「工」「商」と奴隸もまた軍役に従ったのであろう。

西周時代、周の王畿は「六郷」に分けられ、「六郷」から兵の六軍を出し、合計して七萬五千人である。齊國の「三郷」は、いわゆる「士郷十五」(つまり「其の國を參とし」)から三軍を出した。周王室の「六郷」が六軍を出したのと、實質上同様である。これは『周禮』に明確な記載がある。

『周禮』周禮・地官・敘官の「郷老」の鄭玄注に、「王置六郷……六郷地在遠郊(國野交界處)之内……鄭司農云、『百里内爲六郷、外爲六遂』」【王六郷を置く……六郷の地は遠郊(國野交界の處)

の内に在り……鄭司農云う、『百里内を六郷と爲し、外を六遂と爲す』とある。賈公彦の疏に、「司馬法、王城百里を遠郊と爲す」とある。孫詒讓の案語に、「郷必在城郭外四郊以内。『書』費誓云、『魯人三郊三遂』、三郊即諸侯三郷、言郊以包郷【郷は必ず城郭の外、四郊以内に在り。『書』費誓に云う、『魯人は三郊三遂』、三郊は即ち諸侯の三郷、言うところは、郊は以て郷を包む】という。

ここには周の王畿六郷の設置情況が説かれている。

『周禮』地官・小司徒に、「乃會萬民之卒伍而用之、五人爲伍、五伍爲兩（輔）、四兩爲卒、五卒爲旅、五旅爲軍。以起軍旅、以作田役、以比追胥、以令貢賦」【乃ち萬民の卒伍を會して之を用う、五人を伍と爲し、五伍を兩（輔）と爲し、四兩を卒と爲し、五卒を旅と爲し、五旅を軍と爲す。以て軍旅を起し、以て田役を作し、以て追胥【侵入者を追い盜賊を捕まえる】に比し、以て貢賦せしむ】とあり、賈公彦の疏に、「小司徒佐大司徒以掌六郷、六軍之士出自六郷」【小司徒は大司徒を佐けて以て六郷を掌る、六軍の士は六郷自り出だす】とある。

按ずるに、周王室は六郷六遂であり、大國（公國）は三郷三遂、次國（侯國、伯國）は二郷二遂、小國（子國、男國）は一郷一遂であつて、正卒は郷から出し、各郷が一軍を出したので、周王室は六軍であり、大國は三軍、次國は二軍、小國は一軍であつた。故に、

『周禮』夏官・司馬に、「凡制軍、萬有二千五百人爲軍、王六軍、大國三軍、次國二軍、小國一軍」【凡そ軍を制するに、萬有二千五百人

を軍と爲し、王は六軍、大國は三軍、次國は二軍、小國は一軍】というのである。

『周禮』地官・泉府に、「國人郊人、從其有司」【國人・郊人、其の有司に従う】とあり、賈公彦の疏に、「國人者……即六郷之民也」【國人なる者……即ち六郷の民也】

とあるので、齊國の「國人」は周の王畿の「六郷」の民に相當するこゝと分かる。齊國の「三郷」はつまりいわゆる「土郷十五」であり、周の王畿の「六郷」に相當し、齊國の三軍は、周王室の六軍に相當する。

「齊師」の用例は他に、妊小簋（集成四一一三三・西周晚期）・師寰簋（集成四三一一三・四三一一四・西周晚期）と近出の引簋蓋（西周中期後段）にも見える。

ついで、「遂人」については、「齊師」がその近郊より徴兵したいわば正規軍であるのに對して、豫備軍であるとし、被征服地から動員した軍であるという。なお「述」を「遂」に假借する例は他にもあり、『春秋』等に、同旁の「術」を「遂」に作っている。古音はともに物部。越孟（集成一〇三二二）に、「命越事（使）于述（遂）土」【越に命じて遂土にせいせしむ】とあるのは、この器と同様に、郊外の地の意である。

西周時代、周王朝は六郷から六軍を出して正卒とする外に、六遂の居民もまた兵役に服させて六軍の副とした。過去に學者は六遂に居する者は野人であり、兵役には服さなかつたとするが、そのような見方は恐らく正しくない。方述彝^⑥はさらに續ける。

『周禮』地官・司徒の「敘官」の鄭玄注に、「遂人主六遂、若司徒之於六郷也。六遂之地、自遠郊以達於畿、中有公邑・家邑・大

都・小都焉」【遂人 六遂を主るとは、司徒の六郷に於けるが若き也。六遂の地、遠郊自り以て畿に達し、中に公邑・家邑・大都・小都有り焉】とあり、賈公彦の疏は、「遂人主六遂、如司徒主六郷、但官卑校一節……以其六郷爲正、六遂爲副、故尊卑不同」【遂人 六遂を主るとは、司徒の六郷を主るが如し、但だ官の卑 一節を校ぶ……其の六郷を以て正と爲し、六遂を副と爲す、故に尊卑同じからず】という。

また、

「地官・小司徒」の賈公彦の疏に、「凡出軍之法、先六郷、賦不止、次出六遂。賦猶不止、徵兵於公邑及三等采。賦猶不止、乃徵兵於諸侯、大國三軍、次國二軍、小國一軍、此軍等皆出於郷遂」【凡そ出軍の法、六郷を先にし、賦止まざれば、次に六遂より出だす。

賦猶お止まざれば、兵を公邑及び三等の采に徵す。賦猶お止まざれば、乃ち兵を諸侯に徵す、大國は三軍、次國は二軍、小國は一軍、此の軍等皆な郷遂より出だす】とある。

また、

「遂人」の職官を、「遂人掌邦之野……五家爲郷、五郷爲里、四里爲鄣、五鄣爲鄙、五鄙爲縣、五縣爲遂……以歲時稽其人民、而授之田野、簡其兵器、教之稼穡……以令貢賦、以令師田、以起政（征）役。若起野役、則令各帥其所治之民而至、以遂之大旗致之、其不用命者誅之」【遂人は邦の野を掌る……五家を郷と爲し、五郷を里と爲し、四里を鄣と爲し、五鄣を鄙と爲し、五鄙を縣と爲し、五縣を遂と爲す……歳時を以て其の人民を稽て、而して之に田野を授け、其の兵器を簡し、之に稼穡を教ふ……以て貢賦せ令め、以て師田（征伐と田獵）

せ令め、以て政（征）役を起こす。若し野役を起さば、則ち各おのをして其の治むる所の民を帥いて至ら令め、遂の大旗を以て之に致し、其の命を用いざる者は之を誅す】という。鄭玄は、「郷・里・鄣・鄙・縣・遂、猶郊内比・閭・族・黨・州・郷也……遂之軍法、追胥起徒役、如六郷」【郷・里・鄣・鄙・縣・遂、猶郊内の比・閭・族・黨・州・郷がごとき也……遂の軍法、追胥（侵入者を追い盜賊を捕まえる）し、徒役を起こすこと、六郷の如し】と注し、孫詒讓は、「明、六遂七萬五千家、亦家出一人、爲六軍之副、是軍制遂與郷亦不異」【明らかに、六遂は七萬五千家、亦た家ごとに一人を出だし、六軍の副と爲す、是れ軍制は遂と郷と亦た異ならず】という。

また、

「小司徒」に、「軍法六郷爲正、六遂爲副、皆出軍而不出車……六郷正軍、家出一人、六遂副軍、亦然」【軍法は六郷を正と爲し、六遂を副と爲す、皆な軍を出だして車を出ださず……六郷は正軍、家ごとに一人を出だし、六遂は副軍、亦た然り】と注する。また、「夏官・敘官」の「司馬」には、「六郷之士卒、出於郷里……六遂之士卒、出於遂邑」【六郷の士卒、郷里より出だす……六遂の士卒、遂邑より出だす】と注する。

以上のように、郷も遂も軍制は異ならなかった。郷から徵兵されたのが師であり、遂からも動員し、それを遂人と呼び、副軍・豫備軍としたのである。

楊寬（『古史新探』試論西周春秋間的郷遂制度和社會結構・三 西周時代的「六自」「八自」和郷遂制度的關係）は、

甲骨文和西周金文都稱王室の師旅爲「自」。其經常的駐防地稱爲「某自」、「自」上一字卽是原有地名。「自」則因經常駐「自」而得名。

【甲骨文と西周金文はともに王室の師旅を「自」と稱している。その普段の駐防地を「某自」と稱し、「自」の上一字は元からある地名である。「自」はつまり普段駐する「自」から名づけられる】

という。そしてその統率者が「師某」と呼ばれ、軍事行動の度に中央から派遣された。すると齊師はいわゆる常備軍ではなく、その都度その地の近在つまり「郷」から動員した兵力ということになる。

「族徒」は後文の「族人」と同じく、君主や貴族の宗族で構成された部隊をいう。「族」字は旗印と矢から成り、軍旅を構成する集團を意味する。丁山「釋族」(『甲骨文中所見氏族及其制度』)に、「族ともい、氏ともい、氏がおそらく部族の徽號であり、族は軍旅の組織であろう」という。

「族」と「徒」のそれぞれの用例は金文にあるが、「族徒」「族人」はこの例のみである。以下に「族」の例を示す。

明公簋(集成四〇二九・西周早期)

唯王令(命)明公、遣三族、伐東或(國)、【唯れ王 明公に命じて、

三族を遣はし、東國を伐たしむ】

毛公鼎(集成二八四一・西周晚期)

趙(遣)令(命)曰、呂(以)乃族從父征、【遣命じて曰く、乃が族を以て父に從いて征け】「班簋」(集成四三四一)(西周早期)

呂(以)乃族干(捍)吾(禦)王身【乃が族を以て王身を捍禦せよ】次に「徒」の例を記す。

禹鼎(集成二八三三、二八三四・西周晚期)

禹呂(以)武公徒駿(馭)至于噩(鄂)、【禹 武公の徒馭を以て鄂に至らしむ】

⑯方述鑫は、次に文献の例として、『國語』楚語上に載せる晉楚の鄢陵の戦いを引き、「王族」の例を示す。

「離子與於軍事謂欒書曰、楚師可料也、在中軍王族而已、若易中下楚必歆之。若合而函吾中、吾上下必敗其左右、則三萃以攻其王族、必大敗之」【離子 軍事に與り欒書に謂ひて曰く、楚師料る可き也、中軍の王族に在る而已、若し中下易ふれば、楚必ず之を歆る。若し合して吾が中に函れば、吾が上下必ず其の左右を敗らん、則ち三萃以て其の王の族を攻むれば、必ず大いに之を敗らんと】とある。注に、「族、親族同姓也」とあり、また「族、部屬也」という。

この作戦は、晉が自軍の中軍を弱兵に置き換えて合戦に及べば、楚軍が調子に乗って攻め込んでくるが、その左右は弱いので打ち破れる。その時に、いわば後詰めの新軍と左右を合わせた三軍で楚の「王族」を攻めれば勝てるだろう、ということである。當時の晉は四軍編成であった。注に「萃、集也。時晉有四軍、言三集者、中軍先入、而上下及新軍、乃三集以攻之」【萃、集也。時に晉に四軍有り、三集と言ふ者、中軍先に入り、而して上下及び新軍、乃ち三集し以て之を攻む】という。

同じ話を、『左傳』成公十六年は、「楚之良、在其中軍王族而已。請分良以擊其左右、而三軍萃於王卒、必大敗之」【楚の良、其の中軍の王族に在る而已。請う良を分かちて以て其の左右を撃たん、而して三軍を王の卒に萃むれば、必ず大いに之を敗らん】と記し、また「欒范以其族夾公行」

【欒・范 其の族を以て公を來みて行く】と記し、杜預は「二族強故在公左右」【二族強し故に公の左右に在り】と注する。

ついで⑩方述蠡が引く他の『左傳』の用例を下に記す。

「僖公二十八年」に、「原軫・卻湊、以中軍公族、横撃之」【原軫・卻湊、中軍の公族を以て之を横撃す】とあり、杜預は、「公族、公所率之軍」【公族、公の率ある所の軍】と注する。

「宣公十二年」に、「知莊子、以其族反之」【知莊子、其の族を以て之に反す】とあり、杜預は、「族、家兵。反、還戰」【族、家兵。反、還りて戦ふ】と注する。

これに楊伯峻は、「當時各級貴族均有其宗族成員及私屬人員組成之軍隊、對外作戰往往編入國家軍隊中以爲骨幹」【當時の各級貴族はみなその宗族の成員と私屬の人員から成る軍隊を持っており、對外作戰には往々國家の軍隊に編入されてその骨幹となった】と注する。

「宣公十七年」に、「卻子至、請伐齊、晉侯弗許。請以其私屬、又弗許」【卻子至り、齊を伐たんと請ふ、晉侯許さず。其の私屬を以てせんと請ふ、又た許さず】とあり、杜預は「私屬、家衆也」と注する。

「定公四年」に、「以其屬五千、先擊子常之卒」【其の屬五千を以て、先に子常の卒を撃つ】とある。また「昭公十三年」に、「蒧氏之族、

及蒧居・許圍・蔡洧・蔓成然、皆王所不禮也。因羣喪職之族、啟越大夫常壽過作亂……楚公子比・公子黑肱・公子弃疾・蔓成然・蔡朝吳、帥陳・蔡・不羹・許・葉之師、因四族之徒、以入楚」【蒧氏の族、及び蒧居・許圍・蔡洧・蔓成然、皆な王の禮せざる所也。因りて羣喪職の族、越の大夫常壽過を啓きて亂を作す……楚の公子比・公子

黑肱・公子弃疾・蔓成然・蔡朝吳、陳・蔡・不羹・許・葉の師を帥る、因りて四族の徒、以て楚に入る】とある。杜預は、「四族、蒧氏・許圍・蔡洧・蔓成然」と注する。

以上のように「族」とはその一族や「家臣」から成る部隊のことである。「齊師」「族徒」「逐人」と並ぶのは、尊卑の順位を示すのであろう。ただし、「族徒」「族人」を、⑥張懋鎔が、齊國の貴族たちの私兵で組織された部隊とするのに對し、⑩方述蠡は、師俗・史密が出征に際して引き連れてきた彼らの「族屬家兵」であるという。三者が並列されていることから見て、齊の貴族たちの私兵の一團と看做すべきであろう。

「執畱寬亞」の四字の解釋は諸說紛々である。

「執」は通例「とる」と訓じ、捕獲の意である。金文に用例も多い。そこで①張懋鎔・趙榮・鄒東濤は、「執」字の後は往往にして敵虜であるので、「圖・寬・亞」と釋し、捕えた三人の敵酋の名であるとす。似た銘文として、師寰簋（集成四三二三・四三一四・西周晚期）の「卽賢（劾）卒（厥）邦獸（酋）、曰冉、曰癸、曰鈴」【卽ち厥の邦酋を劾す、曰く冉、曰く癸、曰く鈴】を舉げる。

しかし、⑤李學勤・⑥張懋鎔・⑭張永山は、「執」を「守衛」の意に取り、邊境防衛と解する。ただし西周金文に、その意味での用例が見出せない。⑤李學勤は『經籍纂詁』十四緝に例があるとだけ述べてその實例は引かない。確認すると「守也」に、以下の諸家が舉げる『老子』と、『禮記』曲禮上・『禮記』少儀の三例を載せる。

⑥張懋鎔は以下の例を挙げていう。

『禮記』少儀に、「執君之乗車」【君の乗車を執る】とあり、鄭玄は「執、執轡、謂守之也」【執、轡を執る、之を守るを謂ふ也】と注する。

『禮記』曲禮^上に、「坐必安、執爾顔」【坐して必ず安んじ、爾が顔を執れ】【普段通りの表情でいろ】とあり、鄭玄は、「執、猶守也」と注する。

ついで本銘文には、一般の「守衛」以外の意味があると述べて、次の例を引く。

『說文』に「執」は、「捕罪人也」とある。

『禮記』中庸に、「發強剛毅、足以有執也」【發強剛毅にして、以て執ること有るに足る也】とあり、孔穎達の疏に、「執、猶斷也。言發起志意、堅強剛毅、足以斷決事物也」【執、猶は斷ずるがごとき也。言ふところは、志意を發起し、堅強剛毅にして、以て事物を斷決するに足る也】とある。

『淮南子』主術に、「人主之所以執下」【人主の下を執る所以】とあり、高誘は、「執、制」と注する。

『釋名』釋姿容に、「執、攝也、使畏攝己也」【執、攝るる也、己を畏攝せ使むる也】とある。

『廣雅』釋言に、「執、脅也」とある。

ここから、執に、捕縛・決斷・制御・脅迫等の意味があることが知られる。共通するのは、外から内に收斂・緊縮する意向である。よって「執鄙」は、邊境防衛を固める意味である。

⑥張懋鎔は以上のように言うが、共通する意味は、「抑えて動かさない」「餘計な行動をとらないように、押さえつける」意であろう。

④張永山は、『老子』三十二章の「執大象、天下往、往而不害、安平泰」【大象を執れば、天下往く、往きて害せず、安平泰】、『莊子』人間世の「日漸之徳不成、而況大徳乎。將執而不化、外合而内不訾、其庸詎可乎」

【日漸之徳不成、而況大徳乎。將執而不化、外合而内不訾、其庸詎可乎】、および⑥張懋鎔が引くのと同じ『禮記』曲禮の「執」字に、「猶守也」と注するのを例とする。

「鄙」は、①張懋鎔・趙榮・鄒東濤が人名に解するのを除けば、みな「鄙」と釋し、邊境の意とする。

「寬亞」の解釋について、②吳鎮烽・④李仲操・⑦王輝は、「亞」を武官の名と解し、「廣伐東國、齊師・族徒・遂人、乃執鄙寬亞」を一句に斷じて、夷が「廣く東國の齊・族・遂を攻撃して、その邊境の「寬」の地の武官を捕えた」と解釋する。「寬」字の解釋が少し異なり、吳鎮烽は「寡」に釋し、邊鄙の邑名とし、李仲操と王輝は「寬」と釋して、それぞれ「郊鄙の邑名」および「國族名」という。

官としての「亞」については、⑦王輝が詳しい。甲骨文の「亞雀」「甲」三九四二）等について、姚孝遂・蕭丁『小屯南地甲骨考釋』（中華書局、一九八五年）が「亞之職掌、主要是軍旅、同時也司祭祀、其地位異常尊崇」【亞の職掌は、主に軍旅であり、同時にまた祭祀を司り、その地位は異常に高い】というのを引く。また『粹』（一一七八）で郭沫若が「殷有官職曰亞、周人延襲其制」【殷に亞という官職があり、周人はその制を引き繼いだ】といい、『書經』の「亞旅」等々の用例を列擧する。さらに

婦好墓から出土した「亞其」等々を受けた、曹定雲「亞其考」(『文物集刊』一九八〇年第二期)に、「『亞』是一種武職官名、擔任這職官的通常是諸侯。凡擔任這一職官的諸侯、往往在其國名或私名前加『亞』字或圍亞形。此種諸侯之地位在一般諸侯之上」【『亞』は一種の武職官の名であり、この職官に就くのは通常は諸侯である。この職官に就く諸侯は、往々その國名あるいは私名の前に『亞』字を加えたりまたは亞形で圍む。この種の諸侯の地位は一般の諸侯より上である】という。また「寛」については、「袁」あるいは「爰」であろうという。

⑩方述鑫は、「寛亞」を「大惡」と訓じて、邊野の大惡人を捕えたと解釋する。『說文』に、「寛、屋寛大也」とある。

⑪李學勤は、「鄙」を邊邑と取り、「寛」を「遠離」、「亞」を「禍害」と訓じる。「寛」は、『國語』周語の「以敬承命則不違、以恪守業則不懈、以恭給事則寛於死、以儉足用則遠於憂」【敬を以て命を承れば則ち違はず、恪を以て業を守れば則ち懈らず、恭を以て事に給すれば則ち死に寛く、儉を以て用を足せば則ち憂に遠し】の注に、「寛、猶遠也」とあり、「惡」は、『淮南子』説林の「病熱而強之養、救喝而飲之寒、救經而引其索、拯溺而授之石、欲救之反爲惡」【熱に病みて之に養を強ひ、喝を救はんとして之に寒を飲まし、經るを救はんとして其の索を引き、溺るるを拯はんとして之に石を授く、之を救はんと欲して反つて惡を爲す】の注に、「惡、猶害也」とあるのを根據とする。つまり、「邊邑および離れた所の被害を守る」と解釋する。また上に記したように「執」を「守る」とする。

⑫張懋鎔は、「寛」を『爾雅』釋言の「綽」、『說文』の「緩也」の意にとり、「亞」を「鄙」に對する畿内の地であると見做し、以下のよう

に考證する。

『尚書』酒誥の、「越在外服、侯甸男衛邦伯、越在内服、百僚庶尹惟亞惟服宗工、越百姓里居、罔敢渎于酒」【越に外服に在りては、侯・甸・男・衛の邦伯、越に内服に在りては、百僚・庶尹・惟れ亞・惟れ服・宗工越び、百姓・里居(君)、敢て酒に渎ること罔し】とあり、殷商時代の「亞」は内服の官員である。また「鬻簋」(集成四二一五)に、「王曰、鬻、命女(汝)嗣(司)成周里人眾者(諸)侯・大亞」【王曰く、鬻よ、汝に命じて成周の里人眾び諸侯・大亞を司らしむ】とあり、「大亞」は内服の王宮に屬していた。また殷墟卜辭に、「東土受年」(乙編三二八七)、「南土受年」(拓片)、「西土受年」(乙編九四六七八三二〇、三四〇九)、「北土受年」(乙編三九二五)、「亞受年」(乙編八一七二)とあり、「亞」は商の王畿を指す。以上を根據に「亞」は「國都以外、邊鄙以内」である。

つまり「鄙を執り亞を寛くす」と訓じ、軍をすべて邊境防衛に派遣し、内地の防衛が疎かになった意であると見る。彼も「執」を「守る」と解している。なお『尚書』の「亞」は人を指していて地域名ではない。

⑬張永山は、「寛」と「亞」をそれぞれ地名と解して、「邊鄙の寛と亞を守る」とする。ただしこの二つの地名の考證を全くしていない。

以上、諸家の解釋を紹介した。いずれを採るか決め難いが、「執」を素直に「捕える」意に解し、後の三字を①張懋鎔・趙榮・鄒東濤に従い、南夷の人名とみなすのが妥當であろう。なお①張懋鎔・趙榮・鄒東濤は、「圖」を「圖」と釋するが、西周金文にその例はない。字形のままに釋しておく。この史密篋は字數を減らすために種々語句を

削り、かなり省略しているようである。後の部分でも、「休(たまもの)」の具體的記載がない。ここでは①張懋鎔・趙榮・鄒東濤が似た銘文例として挙げる「師寰蓋」の「厥邦酋」等に類する語や、固有名詞であることを示す「曰く」等の字を略したのであろう。

「乃」字は西周金文では「なんじ」の意で使われるものが多いが、ここでは承前の助字である。つまりある事態を承けて時間の経過を伴いながら緩やかにその次へと推移したことを表す。通例「そこで」と譯す。時に困難をとめない、また成果がわずかであったり、意外な展開となることもある。「廣伐東國」している南夷に對して、齊侯は周に急を告げる一方、動員令を發して反撃を行い「齊師・族徒・遂人」の部隊が、ようやく夷酋の三名、晁・寬・亞を捕えたのである。指揮したのは齊侯自身かあるいは齊侯から指揮を任された人物であろう。

ついで中央から遣わされたいわば總司令官である師俗・史密の指揮の下で、その他の國々の軍を合わせ、次に述べるように敵の本隊の集結地である長必を、軍を二分して包圍攻撃したのである。

師俗逵(率)齊自(師)述(遂)人、左□(周)伐長必、史密右、逵(率)族人釐(萊)白(伯)熨眉(陝)、周伐長必、隻(獲)百人、

軍を二分し左右から長必を包圍攻撃し、史密は百人を捕虜としたことをいう。不鮮明で讀めない字は、後文から見て「周」であろう。

「周」は、めぐる・とりまくの意。よって「周伐」は、他に用例を

みないが、包圍攻撃することであろう。

長必の地が不明である。史書にその名を見ない。⑦王輝は、この器に見える國族名の位置から、まずその範圍を、齊の都臨淄の周圍、東は平度・即墨、北は勃海、南は黃海、今の山東半島東部の濰坊・青島・淄博のあたりと限定している。ついでこの範圍内で「必」に音の近い地名は、「密」しかないという。さらに、

古音は、「必」が「質部幫紐」、「密」が「質部明紐」、甲骨文では必と密は通用し、『殷契粹編』一五三に、「即大秘」【大秘に即く】とあり、顛卣(集成五三八八・五三八九)に、「用鬻于乃姑必」【鬻を乃が姑の必に用ふ】とあり、「秘」「必」どちらも神を祀る室のことである。『説文』段注に、「宓、經典作密」【宓、經典 密に作る】とある。

ことを述べ、ついで「密水」および「密」字に關わる地名を挙げる。

『水經』濰水に、「(濰水) 又北過高密縣西」【又た北して高密縣の西を過る】とあり、注に、「應劭曰、縣有密水、故有高密之名也、然今世所謂百尺水者、蓋密水也」【應劭曰く、縣に密水有り、故に高密の名有る也、然らば今の世の所謂百尺水なる者、蓋し密水ならん也】という。また「濰水」又北過淳于縣東」【又た北して淳于縣の東を過る】とあり、注に、「濰水又北左會汶水、北過平城亭西、又東北逕密鄉亭西。『郡國志』曰、淳于縣有密鄉。『地理志』皆北海之屬縣也。應劭曰、淳于縣東北六十里、有平城亭、又西四十里有密鄉亭、故縣也。濰水又東北、逕下密縣故城西、城東有密阜。『地理志』曰、有三石山祠。餘按、應劭密者水名是、有下密之稱、俗

以之名阜、非也」【濰水又た北し左して汶水に會し、北して平城亭の西を過る、又た東北して密郷亭の西を逕る。『郡國志』に曰く、淳于縣に密郷有り。『地理志』に、皆な北海の屬縣也と。應劭曰く、淳于縣の東北六十里に、平城亭有り、又た西四十里に密郷亭有り、故の縣也。濰水又た東北し、下密縣故城の西を逕る、城東に密阜有り。『地理志』に曰く、三石山祠有り。餘按ずるに、應劭の密なる者は水名なりは是なり、下密の稱有りて、俗に之を以て阜と名づくるは、非也」といふ。

密郷・密阜・下密・高密、みな密水に因んで名づけている。「長密」も必ずこの密水流域にあつたはずである。

と論を展開して、密水流域にあつたとする。

⑭張永山は、南夷の行軍経路を地形から推測し、さらに齊と竝ぶ西方の大國の魯がこの討伐軍に加わっていないこと等を勘案して、沂水流域の某地であろうという。

史密が率いたのは「族人」と、釐伯・樊・眉である。

「族人」は前文に見える「族徒」と同じく、王族や貴族の私兵を指す語である。なぜ語をかえたのか説明できないが、族徒と族人の意味に違いはない。

「釐伯」は「萊伯」である。「釐」を『爾雅』釋草は、「蔓華」といひ、

また『說文』には、「萊、蔓華也」とある。よつて郝懿行『爾雅義疏』は、「萊與釐、古同聲」といふ。『通志』氏族略・萊氏に、「子爵、其俗夷、故亦謂之萊夷。今登州黃縣東南二十五里有故黃城、是萊子國。襄六年、齊滅之。子孫以國爲氏、晉有大夫萊駒、漢有萊章」【子爵、其俗は夷、故に亦た之を萊夷と謂う。今の登州黃縣の東南二十五里に故黃城

有り、是れ萊子國なり。襄六年、齊之を滅ぼす。子孫國を以て氏と爲し、晉に大夫萊駒有り、漢に萊章有り】とある。今の山東黃縣である。なお、黃縣東南の魯家溝から、「釐伯鼎」（集成二〇六七）が出土（二八九六年）していることを⑤李學勤は傍證に擧げる。なお、『通志』は子爵と記すが、ここでは「伯」と稱されている。

「樊」は「棘」に同じで、今の山東淄博の近くにあつた國。『禮記』王制に、「屏之遠方、西方曰棘、東方曰寄、終身不齒」【之を遠方に屏け、西方を棘と曰い、東方を寄と曰い、終身齒せず】とあり、鄭玄は、「棘當樊、樊之言偏、使之偏寄於夷戎、不屏於南北、爲其大遠」【棘は當に樊なるべし、樊の言は偏る、之をして夷戎に偏寄せ使む。南北に屏けざるは、其れ大いに遠しと爲せばなり】と注する。つまり「棘」と「樊」は同字である。

『左傳』昭公十年に、「桓子召子山、私具幄幕器用從者之衣履、而反棘焉」【桓子子山を召す、私に幄幕器用・從者の衣履を具えて、棘を反す焉】とあり、鄭玄は、「棘、子山故邑、齊國西安縣東有戟里亭」【棘、子山の故邑、齊國西安縣の東に戟里亭有り】と注する。後漢の西安縣は、今の山東淄博の東である。『左氏會箋』は、「今臨淄縣西北有棘里亭」と注する。

「眉」字は他書に見えない。字形の近い字が師袁設（集成四三二三・四三一四）にあり、その銘文に、「今余肇令（命）女（汝）、達（率）齊市（師）・眞（紀）・矜（萊）・樊、尿（殿）左右虎臣、正（征）淮尸（夷）」【今余肇めて汝に命ず、齊師・眞（紀）・矜（萊）・樊を率い、左右虎臣を尿（殿）とし、淮夷を征せよ】とある。

多くが國族名と解しているのに對して、①劉釗は、「展」(殿)に釋し、「殿軍」の意味にとる。その説を以下に要約する。

「厖」字は、「尸」に従い、「自」に従う。「自」は「堆」「厖」の古字である。甲骨文に「庭自」の語があり、裘錫圭はこれを「庭殿」と讀む。「厖」字を「展」と釋せば、「殿」と讀むことができる。

さらに①劉釗は、上記の師寰の「厖」も同様に「展」(殿)と釋し、「左右虎臣を殿とし」と讀み、「殿」を動詞としている。しかし、「史密簋」では動詞には讀めない。名詞の「殿軍」とすると具體性に缺け、實體が不明である。①劉釗は、「殿周」で句を切り、「周朝の軍隊を殿軍とした」と説明するが、それならばなぜ銘文の冒頭に周のいわば正規軍について言及がないのか。また「周師」と稱するはずである。王はただこの遠征の司令官だけを任命し、實際に率いたのは地方の軍のみである。

やはり「厖」字は國族名に解すべきであろう。

③張世超は、「厖」字を、「尸」に従う、「自」の聲とし、「氏羌」の「氏」の字であるという。「自」には二音があり、「自(師)」と「氏」の古音はともに脂部に屬し、「自(堆)」と「氏」は同じ端紐に屬しており、この二音が「厖」字によってつながる、と説明する。また「師寰」の「厖」字は、字形から「氏」とみなすことができるという。ただし史密簋の「厖」は、字形から「氏」に讀むのは無理がある。また當時の氏が山東にいたのであるか。この説には賛成できない。

④張世超はさらに、『後漢書』杜篤傳に、「捶驅氏𠄎」【氏𠄎を捶驅す】とあるのを引いて、西周中晩期の氏・𠄎は今の「陝・甘・川交界地區」

にいて周に服屬しており、そこは史密の領地である安康(史密簋の出土地)に近く、周王が史密に、「族人」と「𠄎・氏」を率いて「東征」させたのだという。

④張永山は、「尸」は夷人の一種の專稱であるので、山東地區にあった「夷國」であるとす。「紀人伐夷」(『左傳』隱公元年)の「夷」に、杜預は、「夷國在城陽壯武縣」と注し、『左氏會箋』は、「夷國之地、漢置夷安縣、在今萊州府高密縣境、與即墨縣西莊武相近」【夷國の地、漢 夷安縣を置く、今の萊州府高密縣の境に在りて、即墨縣の西、莊武と相 近し】という。『世本』にこの夷國は妘姓とある。この銘文中の「厖」である可能性が高い。

國族名として、また春秋の夷國であれば、場所としても矛盾しない。今この説を採ることにする。ではなぜ「尸」と書かなかったのか。それは討伐の對象である「南尸(夷)」と字を區別するために、「自」を加えたのである。『玉篇』に、「陝」字があり、「地名」というものの、その具體的な説明はないが、「厖」の後代の字である可能性が高い。通例、金文の「尸」を「夷」と釋するので、混亂をさけるため、ここでは今の山東にあった夷國を指す「厖」字を「陝」と表示する。

對揚天子休、用乍(作)朕文考乙白(伯)罇(簋)、子孫其永實用、

天子の賞賜にこたえて、この器を作ったことをいう。

金文常用の句である。ただし通例は直前に賞賜の内容が記される

が、ここにはそれがない。下賜された物の名もなく、册命もなく、吉金を賜ったという語もない。略したのであろうが異例である。

我が文考乙伯の蹲簋を作った。子々孫々いつまでも寶として用いるよ
うに。

「文考」は德行のある父の意。「乙伯」の名は他に、嬭仲簋（集成三六二〇）・師酉簋（集成四二八八―四二九一）・詢簋（旬簋）

（大阪工業大學教授）

（集成四三二二）・師詢簋（集成四三四二）・師永孟（永孟）（集成一〇三二二）、師酉鼎（新收一六〇〇）にも見えるが、すべて別人であらう。

訓讀

惟れ十又一月、王 師俗・史密に命じて曰く、東征し、南夷を愷うつと。盧・虎、杞夷・舟夷に會し、謹かまひしく質つします、廣く東國を伐つ。齊師・族徒・遂人、乃ち曷・寬・亞を執らふ。師俗は齊師・遂人を率ゐて左し、長必を周伐し、史密は右して、族人・萊伯・隸・陝を率ゐ、長必を周伐し、百人を獲たり。天子の休に對揚し、用て朕が文考乙伯の蹲簋を作る、子子孫孫其れ永く寶用せよ。

譯

これは十一月のこと、王が師俗と史密に命じて言った、「東征し、南夷を伐て」と。盧と虎が、杞夷・舟夷と連合し、騒さわぎ立てておとなしくせず、廣く東の國々を攻めまわった。齊師・族徒・遂人は、そこで曷・寬・亞を捕まえた。師俗は齊師・遂人を率いて左より、長必を包圍攻撃し、史密は右より、族人・萊伯・隸・陝を率いて、長必を包圍攻撃し、百人を捕虜とした。天子の賜物にお應えして、それにより